

令和 4 年度税制改正後の電子帳簿保存法の取扱通達と Q&A (一問一答) の公表

July 5, 2022

In brief

電子帳簿保存法に関しては、2022 年度(令和 4 年度)の税制改正において電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存についての宥恕措置等が整備されています。こうした改正事項を踏まえて、2022 年 6 月 24 日付で一部改正された電子帳簿保存法取扱通達とその解説(趣旨説明)、電子帳簿保存法一問一答(Q&A)が国税庁ウェブサイトにて公開されました。また、今回改正された通達・一問一答においては、2021 年度(令和 3 年度)の税制改正で電子帳簿保存法の大幅な見直しがされたことを受けて、納税者より問合せの多かった事項に対する解説等も含まれています。

本ニュースレターでは、これらの通達・一問一答の改訂項目のうちの主なものについての要点を紹介します。

In detail

1. 電子帳簿・電子書類関係

(1) 画像ファイルや PDF 形式で保存した国税関係帳簿に係る電磁的記録

国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存については、原則として「ダウンロードの求め(電磁的記録の提示・提出の要求)」に応じることができるようにしておく必要がありますが、その電磁的記録を画像ファイルや PDF 形式に変換して保存している場合には、一般的には検索性等が劣るものと考えられることから、検索性等を備えた CSV 形式等のデータを併せて保存しているなどの特段の事情がない限り、ダウンロードの求めに応じることができるようにしているとは認められないことが明らかにされました。(Q&A(帳簿書類関係)問 22)

(2) 作成した請求書等の控えに係る電磁的記録の保存方法

パソコンで作成した請求書等を出力して、代表者印等を押印して取引の相手方に送付している場合には、それ以外に加筆等による情報の追加等がない限り、自己が一貫して電子計算機を使用して作成した国税関係書類に該当するものとして取り扱って差し支えないことが明らかにされました。

また、国税関係書類に係る電磁的記録の保存においては、原則として、相手方に送付したものと同一状態の電子データを保存する必要がありますが、データベースの内容を定型のフォーマットに自動反映させて請求書等を作成している場合には、そのデータベースの保存をもって、その請求書等の控えの保存に代えることとして差し支えないこととされました。ただし、この場合には、税務調査等の際に税務職員の求めに応じて、実際に相手方に送付したものと同一状態が確認できるよう、定型のフォーマットに出力する方法によって遅滞なく復元できる必要があります。(Q&A(帳簿書類関係)問 25)

2. スキャナ保存関係

(1) 業務の処理に係る通常の期間の意義

スキャナ保存制度の入力期限に係る要件に関して「業務の処理に係る通常の期間」の意義を定めた取扱通達 4-18 において、「その業務の処理に係る通常の期間」とは、「国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいう」として定められていたが、今回の改正により、「国税関係書類の作成若しくは受領から入力まで又は作成若しくは受領からタイムスタンプを付すまでの通常の業務処理サイクルの期間をいう」として定められました。(取扱通達 4-18)

(2) タイムスタンプに係る認定業務

タイムスタンプに係る要件に関しては、従来は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこととされていたところ、国によるタイムスタンプの認定制度の創設に伴って、2022 年 4 月 1 日以後(ただし、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 7 月 29 日までの期間については経過措置有り)に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプを付すこととされましたので、通達および一問一答の関連項目について所要の整備がされています。(取扱通達 4-22 他)

3. 電子取引関係

(1) 電子取引の範囲(ダイレクト納付の受信通知、インターネットバンキングを利用した振込等)

e-Tax でダイレクト納付等の電子納税を行う場合には、納税者のメールボックスに受信通知(納付区分番号通知、納付完了通知)が格納されますが、この電子納税は納税者が日本銀行に直接納付する仕組みを利用して行うものであり、税務署は納税者に対して「領収書」に相当する情報を交付する立場にないことから、当該受信通知は電子取引の取引情報には該当せず、保存義務は生じないことが念のため明らかにされています。なお、税務署の窓口での現金納付等の際に発行される領収証書や、ATM の操作等を通じて納付を行った場合に領収に関する取引情報の記載のある明細書等を受領する場合には、これらの書類については保存義務が生じます。(Q&A(電子取引関係)問 8)

また、インターネットバンキングを利用した振込等は、原則として EDI 取引として電子取引に該当し、この場合には、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項(振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等)が記載された電磁的記録をダウンロードする、または PDF ファイルとして保存する等の方法によって保存する必要があります。(Q&A(電子取引関係)問 9)

(2) 電子取引に係るデータの合理的な方法による編集

① 暗号化されたデータの保存

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する電子帳簿保存法第 7 条の規定の適用に当たって、電子取引の取引情報に係る電磁的記録として保存すべきデータは、暗号化されたものではなく、受信情報にあつてはトランスレータによる変換後、送信情報にあつては変換前のもの等により保存することを要することとされていました。この点について、情報セキュリティの観点からデータを暗号化して保存することも一般的に行われていることを踏まえ、税務調査等の際に、確認が必要なデータを暗号化前の状態で速やかに確認することができることとなっている場合には、暗号化後のデータを保存することを認めることとされました。(取扱通達 7-1 解説)

② 自社コードへの変換

EDI 取引において、相手方から受領したデータに含まれている各種コードについて、事前に設定した変換プロトコルを使用して、その内容を変更することなく自社で設定したコードに変換して保存することは、合理的な方法による編集に該当するため認められることが明らかにされました。ただし、目視による手入力等は意図せず内容が変更されてしまう可能性があることから、自動的にコード変換が行われるものであること、変換プ

ロトコルも併せて保存しておき、取引情報のコードが意味する内容を明確に説明できるようにしておくことが必要です。(Q&A(電子取引関係)問 36)

③ PDF ファイルへの変換やパスワードの解除

エクセルやワードのファイル形式で受領したデータを PDF ファイルに変換して保存すること、また、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存することは、その保存過程において取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法による編集に該当するため、認められることが明らかにされました。(Q&A(電子取引関係)問 37)

④ 自社が発行した請求書データの保存方法

自社が発行した請求書等のデータについては、そのデータに記載されている内容が、送信データの元となる請求者等情報のデータベースから自動的に出力されるなど、記載された取引情報のすべてが、事後的に変更されるおそれがなく、合理的な方法により編集された状態で要件に従って保存されたものであると認められる場合には、そのデータベースにおける保存でも認められることが明らかにされました。なお、税務調査の際には、実際に相手方に提供したフォーマットに出力できるようにしておく必要がありますので留意が必要です。(Q&A(電子取引関係)問 40)

(3) ウェブサイトからのダウンロードによる電子取引に係る電磁的記録の授受のタイミング

ウェブサイトからダウンロードできる領収書等のデータについては、インターネット上でそのデータを確認できることとなった時点でその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受があったものと考えられ、原則としてその時点で保存すべきと考えられます。ただし、インターネット上で確認できる状態となったことがメール等で通知されていない場合には、適宜のタイミングで保存することとして差支えないとされました。なお、別途同一の記載内容の書類が郵送されてくる場合には、正本(どちらか一方)のみの保存で足りることとされています。(Q&A(電子取引関係)問 39)

(4) 受領した PDF に複数の請求書等が含まれる場合の検索要件の充足方法

検索要件を充足するためには、検索した結果として、特定の記録事項のみが整然とした形式及び明瞭な状態で出力されるようにする必要があります。そのため、受領した PDF ファイルに複数の請求書等が含まれている場合には、例えば、合理的な方法による編集の範囲内の編集として、そのデータの同一性を保持したまま、記録事項を変更することなくその PDF ファイルを取引ごとに分割し、その分割した PDF ファイルのファイル名に規則性のある形で記録項目を入力して一覧性を持たせて管理し、かつ、税務職員によるダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件を満たすものとして取り扱うことが明らかにされました。(Q&A(電子取引関係)問 46)

The takeaway

電子帳簿保存法は令和 3 年度の税制改正によって大幅な見直しがされており、実務上電子化の導入がしやすくなった一方で、電子取引に係る電磁的記録の保存義務が強化されて重要な対応課題となり、インボイス制度の導入とともに企業の経理業務の電子化を推し進める一因となっています。他方で、改正からの期間がまだ短く、実務上の取り扱いを検討する上で不明点も多いことから、電子化の取り組みを進める際に苦慮される企業も多いところです。今回の通達・一問一答の改正で加えられた補足情報はこうした実務上の不明点に対する一助となると考えられます。

令和 4 年度の税制改正では、電子取引に係る電磁的記録の保存義務に関して、2023 年 12 月までの宥恕措置が導入されましたが、システムの導入や社内の体制構築、関係者への周知、試験運用などの対応が必要と考えられ、準備期間として使える時間は限られています。宥恕措置が認められなくなる 2024 年 1 月までにスムーズに法令対応ができる体制に移行できるよう、適時に検討を開始しておくことが重要となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記の電子帳簿保存法対応支援チームのメンバーまでお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 高野 公人	パートナー 武田 恭世	パートナー ハワード・ワイツマン
ディレクター 中原 拓也	ディレクター 木野 明日香	ディレクター 吉野 博貴
ディレクター 小林 慎理	シニアマネージャー 堀越 大三郎	シニアマネージャー 井上 龍也
シニアマネージャー 村井 俊平	シニアマネージャー 稲垣 喜久	シニアマネージャー 飯島 哉文
シニアマネージャー 阿部 拓	シニアマネージャー 高崎 基和	シニアマネージャー 仲林 健太郎
シニアマネージャー 田中 絵美	シニアマネージャー 播磨 宏美	マネージャー 樋口 翔太
マネージャー 澤田 茂	マネージャー 金杉 恭平	マネージャー 河西 倫子
マネージャー 後藤 正悟	マネージャー 小花 貴	マネージャー 兵頭 美樹
マネージャー 山本 尚紀	マネージャー ジェームス・スービン	

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.